

地域の視点からみた華北自治運動の実態

——香河事件の主体、思想的背景の視点から

早稲田大学高等学院3年 川村 緒人

目 次

序 章

- (1) 華北自治運動とは
- (2) 自治運動の先行研究
- (3) 自治運動と抗日運動の関連性
- (4) 抗日運動の先行研究
- (5) 本論文の分析の視点
- (6) 本論文が用いる文献

第一章 華北農民自治運動

- 第一節 背 景
- 第二節 政治的要因
- 第三節 経済的要因

第二章 香河事件——最大の華北農民自治運動

- 第一節 香河事件の経過
- 第二節 主 体
- 第三節 思想的背景

終 章

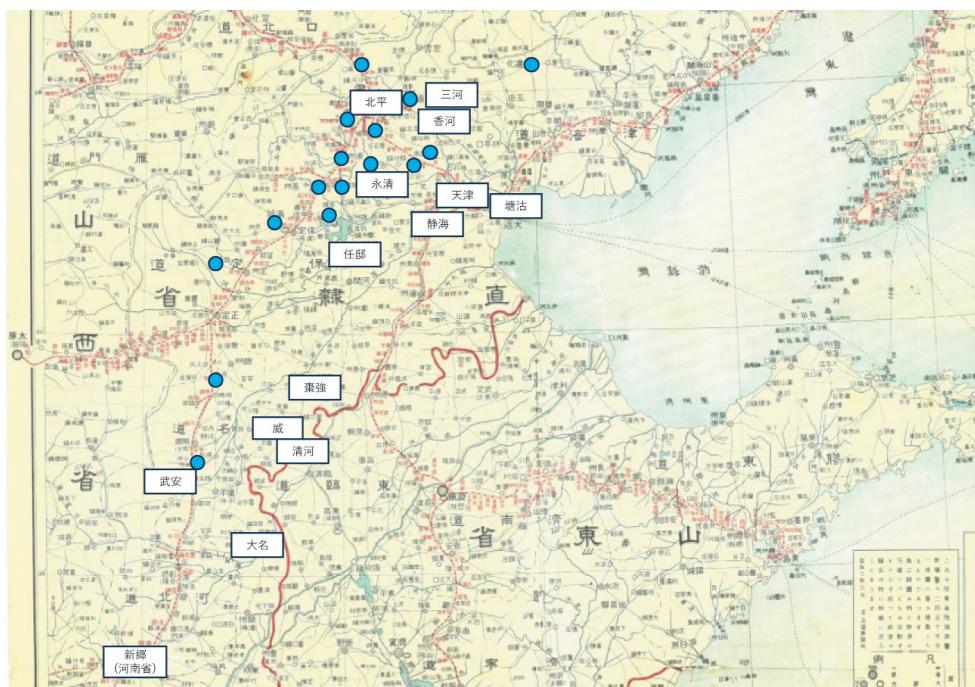
序 章

(1) 華北自治運動とは

華北自治運動とは、1935年に南京政府支配下の華北五省における地方有力者や農民などの一般大衆が、南京政府からの自治獲得を目指して行った政治運動である。一方、同時期に行われた現地日本軍による華北分離工作は、華北自治運動の名の下に自治運動を支援し、南京政府から華北五省を分離して親日的な華北防共自治政権を樹立することを目的とした対中国工作であった。このような情勢下で起きた最大の華北自治運動が、農民を主体とした1935年10月に河北省香河県で生起した香河事件である。

香河事件において農民団は自治政府を組織したが、県政府と和解し、わずか一週間足らずで解散した。このため香河事件は単なる経済的困窮による暴動事件であったと見なされてきた。しかし、同事件が華北地域に与えた政治的影響は強く、これをきっかけに華北全域において自治運動の盛り上がりを見せ、それがその後の抗日運動の激化につながった。このように、きわめて局地的かつ短期間の運動が日本軍や南京政府の華北政策に多大なる影響を与えた要因は一体、何だったのだろうか。

本論文は、こうした問題意識から、香河事件を通じて地域的な視点から華北自治運動の実態を解明するものである。



図：華北自治運動の発生場所

(出典)『名古屋新聞特別付録』『北支の政情』をもとに筆者作成。

凡例 □の地名：主な運動の発生場所、●：その他の運動の発生場所

(2) 自治運動の先行研究

日本における華北自治運動そのものについての研究は、ほとんどが1935年以降に日本軍が進めた華北分離工作に代表される大陸政策や、華北問題をめぐる日中間の政府レベルでの外交交渉などのマクロな視点からの研究である。

最初に華北自治運動や華北分離工作について実証的に取りあげたのは、秦郁彦「華北分離工作の失敗（2）」¹である。秦は当時の一次史料を用いて自治運動を紹介しているが、香河事件などの華北自治運動を日本軍による華北分離工作の過程で生じた一過性の出来事として記述しているに過ぎない。このため自治運動そのものに対する分析や意義づけは行っておらず、農民自治運動の詳細については史料²を紹介している程度である。また、日本国際政治学会太平洋戦争原因研究部編『太平洋戦争への道』³は、香河事件を詳細に研究した文献であるものの、日本軍の華北分離工作の一環として捉えている。

光田剛「『白堅武日記』に見る九・十八事変」⁴は、香河事件と同じく華北自治運動の主要な事件であった、呉佩孚の元参謀の白堅武による豊台事変に焦点を当てた自治運動研究の一つである。光田は、白堅武のケースを検討することで1930年代の華北における漢奸が対日協力・対日投降に至った理論の一つのパターンや白堅武が対日協力に至った経緯を明らかにした。この研究は、対日関係に焦点を当てた政治外交レベルの分析にとどまっており、華北自治運動を華北分離工作の一環としてみている点は変わりない。ただし、光田は、「白堅武が国民党ではなく日本への協力を決断した最大の要因はこの『北方人』意識であった」⁵と示唆しており、この視点は、華北自治運動を「下からの視点」から分析するうえで有益な視点を提供してくれている。

このようにマクロな視点での華北自治運動も本来の華北における農民が主体となった自治運動よりも、南京政府とは距離を置いていた華北の地方有力者（宋哲元など）に対する懐柔などを狙った現地日本軍とそれを防ごうとする南京政府との駆け引きに焦点が当てられている。つまり日本におけるこれまでの華北自治運動に関する研究は華北の地方有力者を主体とした「華北自治運動」がほとんどであり、本来の自治運動の担い手である農民層に着目した「華北農民自治運動」についての研究はほとんどないのである。

(3) 自治運動と抗日運動の関連性

同じ時代に華北で生起した政治運動の中でも、華北自治運動に比べ、いわゆる抗日運動を対象とした研究は比較的多い。一般大衆を主体・支持母体とし、同じ華北地域で、しかも同時期に発生した政治運動として代表的なものは、12・9学生運動を中心とした抗日運動であった。

12・9学生運動は、1935年12月9日に日本帝国主義の大陸政策に反対する北京の学生たちによる抗日運動である。これは直近の日本軍による華北分離工作に対する反発であり、南京政府による日本との妥協の産物であった自治組織、つまり冀察政務委員会設置に対する反対運動であった。12・9学生運動はスローガンの一つとして「華北五省の自治反対」

を掲げており、華北自治運動そのものに反対の立場を表明していた。

つまり華北自治運動は南京政府に対する対内的な政治運動であったのに対し、抗日運動は一般的には日本の侵略に対する対外的な運動であると言えた⁶。このように、概して抗日運動と華北自治運動は運動のエネルギーが向けられた矛先が異なっていたのであり、こうした華北自治運動と抗日運動との関連性も重要な視点なのである。

(4) 抗日運動の先行研究

抗日運動についての数ある先行研究のうち、代表的なものに平野正『北京十二・九学生運動』⁷がある。これによると、12・9学生運動についての学説は2つに区分され、中国革命における12・9学生運動の位置づけを論点としたものである。一つ目は「中国革命の根本的要素を中共の武力闘争（紅軍の軍事力と戦争）に求め、それとの関連で都市の運動である『12・9運動』を評価するもの」⁸である。この学説は長い間、中国における12・9学生運動研究の主要な学説であった。しかし、1980年代から新たな学説が登場した。それが「中国革命の動力を中共の武力闘争のみではなく、都市の民衆の闘争、政治闘争を含んだ諸闘争の全面的な展開のなかに求める観点に立つならば、『12・9学生運動』を統一戦線運動の展開の端緒をなすもの」⁹と捉えることができるとする学説である。中国の学界においても1980年代以降、この2つ目の学説に沿って12・9学生運動を再評価する動きが起きており、日本における研究もこの説の視点からの研究が主流になってきている。

このように、抗日民族統一戦線の形成過程は、都市部の労働者や学生による運動というよりも、共産党の指導的役割が大部分を占めてきたという「上からの視点」から研究されていた従来の流れに対し、1980年以降になると、12・9学生運動が抗日民族統一戦線の形成に与えた影響という「下からの視点」が再評価されてきたのである。言い換えれば、以前の学説が「中層、上層」の政党（中国共産党）による指導的役割を評価するものであったのに対し、1980年代以降の学説は一般大衆である「下層」による政治運動に注目し、それが全国規模の抗日民族統一戦線の樹立に大きな影響を与えたという視点を重視しているのである。

このことは、華北自治運動についても言えるのではないだろうか。つまり同じ華北で発生した12・9学生運動における学術的評価に変化が見られたのと同じように、下層の農民層による華北自治運動が果たした役割にも注目するべきではないだろうか。

たしかに華北分離工作における華北自治運動の役割は重要であり、「華北の明朗化」を掲げる日本軍¹⁰にとって自治運動は大義名分として不可欠であった。そのため、従来の秦に代表される政治外交レベルに焦点をあてた研究では、華北自治運動は華北における中層・上層である地方有力者が華北自治運動（華北分離工作）の指導的役割を占めてきたと評価されてきた。

一方、抗日運動の研究分野で「上からの視点」とは異なる「下からの視点」の研究への試みが、抗日運動をめぐる多面的な実態の解明を促し、歴史的な役割や意義の再評価をも

たらしてきたように、自治運動についても同じ華北地域、同時期に発生した政治運動であるという類似の視点から捉え直す必要があるのではないだろうか。そのためには、運動の中心を担った社会的階層（主体）の実態の詳細を明らかにし、その運動はどのような政治的思想や経済的背景を抱えていたのか、という視点が必要になる。

（5）本論文の分析の視点

これまで述べてきた先行研究の動向を踏まえ、本論文では華北自治運動について主体と思想的背景という2つの分析の枠組みを用いて、華北自治運動の実態を歴史的に再検証する。

マクロな視点からの華北自治運動は、華北自治運動が華北全土に拡大し、長期的な運動を展開するという政治的目標を達成出来なかった結果から、華北分離工作における補助的な運動と見なし、日本軍の華北分離工作における一過性の事件として歴史的な意義をもたないものとして研究されてきた。それに対し、華北自治運動をミクロな視点、つまり自治運動の担い手である農民に着目し、彼らの思想的背景や当時の華北の社会階層に着目することで自治運動を単なる政治工作の対象と見なしてきた従来の見方にとどまらず、1935年の混迷する華北情勢における華北自治運動の歴史的位置づけが浮かび上がるかもしれない。ある。

（6）本論文が用いる文献

本論文では、華北分離工作の第一人者である秦郁彦氏が一次史料で用いている『北支の政情』をはじめ当時の一次史料である『北支自治運動論』『昭和十年の国際情勢』『北支獨自と日満両國』『支那の農家と田賦附加税』『ライヒマン報告書』などを用いた。本論文では、「下からの視点」から華北自治運動の歴史的意義について再検討するため、自治運動発生時の当時の一次史料を用いて実態解明を行う。

第一章 華北農民自治運動

第一節 背 景

満州事変の勃発から2年が経った1933年5月31日、南京政府と現地日本軍は天津近郊の塘沽において塘沽停戦協定を締結した。この協定は華北の一部地域から南京政府の影響力を排除した最初の協定であった。その後、日本軍は本協定に基づく華北分離工作を通じて、段階的に華北における南京政府の影響力排除を目指すことになる。

華北分離工作的目的は、華北に親日的な華北防共自治政権を樹立することであった。天津では親日派の新聞社の社長2人が暗殺される河北事件が起きた。これに加え、満州国における抗日ゲリラである匪賊が満州国熱河省で撫順を起こし、塘沽停戦協定で定められた非武装地帯に逃げこんでいた。この二つの事件をめぐり、支那駐屯軍は非難し、第51軍長

兼河北省主席の于学忠ら反日的人物の罷免、国民党系機関や国民軍の河北省からの撤退、中国全土での排日運動の禁止などを盛り込んだ「梅津・何応欽協定」を中国と結んだ。

1930年代における華北自治運動は、日本軍にとって華北分離工作の一環であった。つまり、関東軍や支那駐屯軍が担った華北分離工作は華北五省を南京政府から分離し、華北住民の自発的な民意に基づき自治を宣言させ、親日的な華北防共自治委員会を設立させたものであった。この華北住民の自発的な民意を具体化した運動が華北自治運動であった。

第二節 政治的要因

白堅武研究の光田は、白堅武の事例を通して、中国における「北方人」と「南方人」という区分を設け、ナショナリズムによる民族区分とは違った、一見時代遅れに見える地域意識が果たした役割を示唆していた¹¹。このことは華北自治運動にも当てはまり、「南方人」の南京政府による支配を受けてきた「北方人」である満州・華北の人々は、政治的支配や経済的搾取が行われてきた。つまり、「南方人」による「北方人」への搾取が行われてきたのである¹²。もともと華北の地方有力者や華北民衆には南京政府による支配を快く思っていない者が多かった。特に地方有力者については、もともと国民党と敵対していた北洋軍閥出身が多く、南京政府とは距離を置いていた。そのため、華北の人々にとっての南京政府は同じ同胞である中国人という意識は低く、そのため多少の優劣の違いはあれど、南京政府と日本の介入を同一の天秤にかけることが多かった。つまり、「北方人」意識という観点から見ると、華北の人々の敵対的な外国勢力としての日本の介入という意識は低かったと言えるのである。華北から外に目を向けてみると、満州人は日本の支援を受け、満州国を建国し、「王道樂土」の理念を掲げて南京政府からの支配から脱した。華北民衆、特に経済的搾取を直接的に受けている華北農民が密接に関わりのある満州国の自治独立の影響を受け、華北にて自治運動を行うのも自然なことであろう。つまり、華北自治運動は満州人による満州国のように、華北人による華北国を建設しようとしたのである。

私たちが現代のナショナリズムの民族区分で考えると、華北民衆は当然中国人であると認識してしまいがちであるが、「北方人」と「南方人」という地域区分で考えるとミクロな視点での華北自治運動の実態が明らかになるのである。

第三節 経済的要因

(1) 中国農村の特殊性

中国は農民大衆が中国国民の85%を占める農業大国であり、中国の経済は資本主義的段階に到達していなかった。よって農業の衰退は国民経済全体の衰退を意味するのである。国民経済全体が農業に依存しているため、租税負担も大きくなり農民には重税が課された。自作農でもその生産量は多いとは言えず、小作農は、生産量より小作料の5-7割を差し引いて、その残りに3-4割の地租を課せられ、他にも田賦（地租）附加税が数多く課せられた¹³。後述するが、この田賦附加税が支那農民の窮乏の根源であり、省や県によって様々

な田賦附加税が課され、農民にとって過重であった。このように、中国の農民は土地と不可分の立場であるため軍閥や地方官吏の搾取の対象とされ中国農村社会が半封建的半植民地的である所以である。

附加税は清朝時代から用いられていたが、漢人の民心掌握のため、本来、正税（地租）の他の税は課されなかった。太平天国の乱が勃発した当時、軍資金調達のために少なからず附加税が課されたが、その負担は軽く、民国三年（1912年）の河北の黄河決壊により附加税が課されたものの、それは正税の一割程であった¹⁴。

上述したように、附加税は省政府や県政府などの地方自治体にとっての重要な収入源となったが、附加税の増加は止まらず、河北省静海県における民国二十二年度の正税に対する附加税の比率は168%に達した。附加税の異常な増加と並んで附加税には様々な名称の税が乱立した¹⁵。八木によると「河北省大名縣に於ける民國二十年度の田賦附加稅は、警款、學款、區經費、區團費の四項目に過ぎなかつたが、二十一年度には新に建設局經費、財務局經費、臨時費、保衛團經費、救濟院經費、度量衡檢定諸經費の六項目が加はつて合計十項目となり、更に二十二年度には自治費なる一項目が加はつて合計十一項目となつてゐる」¹⁶と、香河事件の舞台となった河北省の農民の負担は計り知れず、華北の農民が南京政府の官僚的圧政下に置かれていたことが分かる。

天災と恐慌により経済的に苦しめられてきた中国は1933年の国際連盟による対支技術的協力援助を受諾し、国際連盟事務局医務部長エル・ライヒマン（Ludwik Rajchmann）によるライヒマン報告が提出された。ライヒマン報告には以下のように中国の農民窮乏の要因を分析している。「農業不況の中心的要因をなす地租の特質は、これが（イ）附加税たること、（ロ）地方により異なること、（ハ）徵税方法が無駄と搾取を伴ふことにある。浙江省に於ける地租附加税は最近の現象である。即ちこれらは全て一九二七年以後のものである」¹⁷。つまり、中国の農民大衆を重税、さらに様々な税や多重税で苦しめていたのは、北伐終了後の国民党支配下における経済的圧政であったことが伺える。さらにライヒマン報告によると、「この制度が如何に脱税と不法搾取を惹起してゐるかを推定することは困難である。然しながら全ての證據によつてこの兩者は大規模に行はれてゐることを示してゐる」¹⁸とあり、地方により税が異なるのは、県政府の官吏による不法搾取であり、また各地で脱税が蔓延っており、南京政府による地方自治は腐敗していたのである。

（2）南京政府による華北搾取

次に、マクロな視点での華北経済全体で見た自治運動の経済要因について述べる。

北京は元来、中華帝国の首都であり経済の中心地であった。しかし、国民党による南京遷都により北京を中心とした華北は南京政府に癒着した浙江財閥の資源供給地となったのである¹⁹。中国における華北は経済的に重要な拠点であり、1934年度の中国全体の関税収入3億3464万元中の五分の一の6847万元は華北が負担している²⁰。また、塩税収入においても1億5000万元中の四分の一を負担している。南京政府が華北より徵収した税額は1億

4000万元であり、南京政府が北支へ出す諸経費は8300万元である²¹。

このように華北は本来の首都としての地位から南京政府にとっての抗日の最前線である地方に転落してしまったのである。長谷川氏によると「北支は南京政府の樹立以來全く浙江財閥の植民地化し且その膨張は北支をして隸属化せしめたのである」²²であり、続けて反国民党の華北自治運動の経済的要因の一つとして「南京政府の北支大衆の搾取並びに北支植民地化」²³であると端的に指摘した。この指摘は、少なからず日本側の政治宣伝が含まれているが、それに続く「北支側より見れば南方よりの財政的援助は不必要であり充分自立の力を持つてゐるのである」²⁴との指摘は、上記のような北支での十分な関税・塩税収入がある点、南京政府から離脱することで本来経済的な結びつきが強い満州との再提携が可能になる点より説得力がある。

華北の経済状態というのは満州国の水準を遥かに上回っているとされ、1935年の日本国内の華北の関心を非常に高めた。日本の興國自治會によると、上記で述べた南京政府より搾取されている関税、塩税収入に加え、満州国の2.5倍の8000万人の人口を持ち、東洋一とされる山西の炭田、河北の鉄資源、河北や山東の綿花、満州と比べ気候は温暖で肥沃な土地を持ち農業生産物の水準は遥かに高いはずである。これに加え、黄河による水運と電力の生産等は華北の人々の生活を安定させ、華北が南京政府より分離独立し自給できると考えられていたのである²⁵。これらは、日本の「華北國」樹立に対する拡張主義的で楽観的な国家建設論であるが少なくとも華北地域は、十分に自治独立可能で自給できるポテンシャルを持っており、自治運動の経済的要因になったのである。

このように、中国経済全体が農業に依存しており、そのため農民への租税負担も大きくなり農民には重税が課され搾取された。また、ライヒマン報告やそれに基づく対支技術的協力援助があるように、中国の経済崩壊、農村崩壊は深刻であった。中国、特に華北の農民大衆は封建的農村制度により軍閥や官僚的南京政府による重税によって搾取され、30年代の数多くの天災により農村は崩壊寸前であった。このような経済的背景があり、1935年に香河事件をはじめとする華北自治運動が起こったのである。

第二章 香河事件——最大の華北農民自治運動

香河事件は、他の華北農民自治運動よりも長期にわたって運動を展開した最大規模の華北農民自治運動である。なぜ香河事件は、長期にわたって運動を展開し、当時の華北情勢に多大な影響を及ぼしたのだろうか。

そこで本章では、一次史料を用いて香河事件を再現し、自治運動全体における同事件の位置づけを明らかにする。

第一節 香河事件の経過

1935年10月20日、香河県の農民約2000人は地租軽減を目的とし、当時の香河県長であった趙鐘璞に請願するため、県政府の城門に迫った。しかし、この計画を事前に知っていた県政府当局は20日朝に城門を閉鎖して農民の入城を阻止した。農民は開門を要求したが、県保安隊は武装したまま、それに応じなかった。その後、県政府の秘書の俞錫仁が県長代理として武宜亭率いる農民団の要求を聞いた²⁶。武宜亭は、香河事件で農民団を率いて戦った指導者であり、彼は香河県の出身であった。また、武宜亭は河北水利協会理事長や中和煤広司董事長など華北の産業界にある程度の影響力を持っている人物であった。一度、南京政府から監察院委員として推薦されたが、当時の南京政府の圧政と搾取に不満を抱く武宜亭はこれを拒否し²⁷、国民自救会を率いて中国300万人の会員を有する相当な勢力まで拡大させ、華北の農民自治を掲げて運動を展開してきた。

武宜亭は、県長に対して（1）附加税の増加の不承認、（2）県長と自治実行の日時を協議するもその期間は一ヶ月を超えない、（3）県長と県税の全額保留を協議する、自治経費は少なくとも「100分の55以上」とするという3つの条件を提示した。俞錫仁はこれに対し、農民代表3名による県長との会見を提議し、農民側から曹湘普、陳楨、張泉京が代表として入城を許され、県長と面会した。しかし県長は直ちにその協議を退けた。代表をこのまま帰せば群衆は必ず激昂すると考えたからであり、彼らを県政府内に留置し時間を稼ぐことにした²⁸。

一方、2000人の農民は代表が県城に入ったまま、いつまでたっても出てこないため、にわかに態度を硬化し、城門に突入した。この時、城門守備に就いていた公安局長白純智²⁹は、部下に対し、農民団への発砲を命じた。農民側は死傷者4名を出し、一度その場を退いた。その翌日21日、農民団は県城に殺到し、（1）地方自治、（2）諸税の軽減、（3）国民党の打倒、（4）現官吏の罷免³⁰を標榜した。この勢いに押された趙県長は、白公安局長らと共に変装して県城から逃亡し、白公安局長は途中で農民に捕まった。県長が逃亡したことにより、農民は県城への入場を果たし、直ちに県政府を占拠した。農民団の指導者であった武宜亭は農民に対し、この運動が民衆自治、自救自決の運動である旨を主張し、同じ香河県出身の安厚齊（元北平總商會長）を県長に推薦した。この時点で、香河県の農民団は完全に県政を掌握したのである³¹。

河北省主席の商震は事態を深刻に捉えたが、香河県が塘沽停戦協定で設定された非武装地帯の境界線上に位置しているため、保安隊以外の正式な国民革命軍を派遣することは現地日本軍との条約違反になると判断し、武力鎮圧を控えた。

一方、農民団は県城を占拠し、23日には会議を開き、自治政府の組織を決定した。安厚齊を県長とし、高俊山を公安局長に推すとともに農民自衛団が治安維持に当たり、併せて商會會長の王馥亭を中心に臨時維持会を作った。県城の4門は閉鎖され、県城の内外は遮断された。そして同日、次のような自治宣言を発表した³²。

香河縣人民委員會は、蔣介石の國民政府並びに國民黨を絶対に否認すると共に、官吏の苛斂誅求を除き、自ら救ひ、自ら護り、自ら決し、自ら強うする人民自治の實行を原則とし、土地の公有に反対し、赤化の侵入を防止し、自治の實行、農村の救濟、苛斂廢止、地租及び鹽稅附加稅輕減を主張し、大衆の福祉増進を目的とす³³。

この自治宣言にこそ、南京政府や省政府に対する華北農民の本音が表明されていた。つまり地方自治の実施は、孫文の「國民政府建国大綱」における地方自治の理念を引き継いでいたのである。この自治宣言に含まれる政治的思想については、第三節において詳しく述べる。

ともあれ、香河事件をはじめ河北省全域、河南省北部まで拡大した華北自治運動を受け、商震は10月26日、支那駐屯軍司令官の多田少将を訪問し、非武装地帯内の自治運動の鎮圧の協力を求めた。しかし、多田少将は中国国内における民衆による自発的な運動を武力により鎮圧することは、かえって情勢を悪化させるだけだと商震に警告した³⁴。また、日本軍は内政不干渉を貫くことを主張し、華北自治運動を平和裏に解決することを望んだ。この会談後、商震は農民団の要求する地租輕減などを実現させることを約束し、10月28日、農民団は保安隊に警備権を引き渡して解散した。また日本の北平駐在武官の斡旋により3つの和解条件、すなわち（1）梁秀述を県長に就任させ県政を接収する、（2）臨時維持会選出の代表を県政府顧問とし、県政の円滑な運営を目指す、（3）県政府接収後直ちに臨時維持会は解散するという和解を交わし、香河事件は終息した³⁵。

このように、香河事件は10月20日の事件勃発から1か月ほどで平和的に解決された。これにより農民団は地租輕減という経済的目標を達成し、和解条件の第2項にあるように農民団により組織された臨時維持会の代表が県政に加わることが許され、標榜していた政治的目標を部分的に達成することができた。武宜亭のような統率力のある指導者が農民団を率いたことや、香河県が現地日本軍との取決めであった非武装地帯上に位置し、国民革命軍による武力鎮圧ができなかったという地理的要因もまた、香河事件が華北自治運動の中でも最大規模の運動になった一因であった。

また、日本軍は華北分離工作を國際社会に対してひた隠し、その大義名分として、自発的な民意による華北住民の力によって華北の明朗化は達成されるべきであると主張した。これに加え、関東軍の土肥原賢二の介入により、徐々に工作の対象が地方有力者を主体とした工作に移り変わっていった³⁶。これらのことから、日本軍は華北農民自治運動に対し、内政不干渉を貫いたのである。日本軍が内政不干渉を尊重する姿勢を貫き、農民団と県政府による和解が現地の当事者の間で直接結ばれた意義は大きく、香河事件の主体は農民救済を掲げる国民自救会の主宰である武宜亭により率いられた農民団であった。それは、日本軍の武力を背景に行われた自治運動ではなかったのである。つまり、香河事件は日本軍による華北分離工作の枠外で展開された運動であったと言えるのである。

第二節 主 体

華北自治運動の主体的勢力をなした社会階層は、紛れもなく農民であった。経済的、政治的弱者であり社会階層が低い農民による自治運動は、すなわち「下からの自治運動」なのである。本節では、華北自治運動と同時代に、同じ華北で起こった政治運動である抗日運動との比較を用いて、華北自治運動の主体的勢力を明らかにする。

華北自治運動はそれと同じ時期、同じ地域で起きた抗日運動と比べ、その主体的勢力は異なっていた。抗日運動は学生や知識人、都市部の労働者をその主体としていた。しかし、都市部に住む学生や労働者と違い、華北の農民の生活は華北の土地と切っても切り離せない関係にあり、彼らは彼らの土地で生産されたもので自給しなければならない³⁷。さらに南京政府による経済的搾取は、農民が都市部へ移動することを認めず、農民を土地に縛ることと等しかった。そのため、土地に縛られない都市部の学生や労働者は、反国民党の日本に利用されやすい華北自治運動に対抗する形で、抗日運動を支持した。

日本の昭和恐慌のように、中国における農村の荒廃はすさまじく、都市部と農村の格差は開くばかりで、一部では都市部が農村を搾取しているとの見方さえ起きていた。それゆえ華北の農民にとって抗日運動などは意味をなさず、まずは自らの生活・福祉が第一であった。そのため、華北の治安攪乱を行う共産軍の華北への進出を防止し、逆に華北と経済的に結びつきの強い満州との経済的提携や地方政治の改革を支持するなど、農村救済が当面の優先課題であったのである。高橋が「南京政府の反満抗日政策の持続に依つて、最も直接に、最も血の出るやうな苦痛を感じ、莫大な犠牲を集中的に強ひられる所は満州と境を接してゐる北支那です」³⁸と述べているように、華北の土地に縛られている農民は抗日運動ではなく、華北自治運動に傾いていったのである。

また河北事件に始まる一連の抗日運動により、日本軍は華北分離工作を実施し、華北の一部地域から南京政府機関を排除した。これにより、華北における農民が主体となる自治運動の潜在的な地盤が整っていたのである³⁹。つまり、軍閥の支援や革命家などが関与しない純粋な農民による「下からの」自治運動が行われたのである。

第三節 思想的背景

(1) 政治的要因

香河事件の思想的背景、特に政治的要因については、本章第一節ですでに引用した1935年10月23日に香河県の農民団が県城を占拠した際に発表した自治宣言から読み取ることができる。思想的背景の一つ目は、官僚的南京政府による圧政からの政治的・経済的解放を目的としたものである。官僚的南京政府による地方支配は、華北の農民に重税や増税などの経済的背景のみならず、政治的圧迫をもたらしていた。華北の農民にとって、辛亥革命以降の中国全土を取り巻く動乱は、中国経済を破壊し、軍閥による搾取や天災が重なり、さらには国民党による北伐後も中国農村の半封建的な特殊性は改善されるどころか田賦附加税の増大で経済的負担はかえって悪化していたのである。このような経緯を背景とし、

香河県の農民団は南京政府による官僚の搾取を不可能にするため、中央政府による支配からの完全な離脱を求めたのである。

また自治宣言の主張には、孫文が提唱した「国民政府建国大綱」における地方自治の実施と三民主義の一つである民生主義の理念が含まれているのである。しかし、農民にとって直接的に関係のあった2つの理念を、南京政府はいまだに実行することができずにいた。孫文が掲げた地方自治は県政府による自治をうたったものであり、香河県の農民団が、圧政政治、経済的搾取を行ってきた県政府を打倒し、臨時県政府を組織したことは、孫文の理念の実現を目指したものだった。また孫文の民生主義は地権平均を掲げ、中国古来の封建的な大土地所有を廃止し、農民に土地を再分配することで国民の経済的な不平等の改善を目指したものだった。この理念を引き継いだ農民団は、地主による大土地所有を廃止し、農民自治による土地の公有、さらに農村の救済や農民の福祉改善などを主張していた。このように農民団による自治運動は、孫文の理念を実戦に移すための運動でもあった。

安厚齊を首班とする新生香河県政府は、自治宣言の中に「赤化の侵入を防止し」と掲げたように、山西省や陝西省に侵入していた中国共産党の華北への侵入を防ぐ、いわゆる防共主義をその政治理念としていた。これらのこととは、宋哲元を中心とする華北地方有力者の中国共産党の華北侵入に対する危機感や防共主義が、農民大衆あるいは武宜亭のような、より現地に根付いた地元有力者にも深く浸透していたことが、この自治宣言から読み取れるのである。

（2）経済的要因

前章で述べたように、半封建的な中国農村の現状は想像以上に過酷なものであり、華北の農民は田賦附加税などの重税により、辛亥革命から十数年間にわたって苦しめられてきた。このような情勢のもとで生じた香河事件の直接的な要因は、1935年10月13日に香河県政府による増税の布告であった。従来の租税では1畝につき地租1元20仙-3元、小作人には60仙-1元50仙を課し、田賦附加税として5分7厘が課せられていたものが、新たな布告のもとで1畝につき、それぞれ12仙が加増されることになった。当時の田賦附加税の増税について、姫野が「河北省に於ては、一九二八年のそれは一九一二年に比し五三%の驚く可き増率を示したのである」⁴⁰と述べているように、もともと河北省における増税は、北伐後の1928年から南京政府の統治下で行われていた。

この増税は戦区⁴¹内の保安隊、公安局、県政府維持費に充てられると公言されていたが、保安隊はわずか200名に過ぎず、建設局・教育局は既に廃止させられ、また公安局員も城内に20人配置されているのみであった。従来、年間経費が2000元に過ぎなかったものを、増税により4万元に計上するなど使途がきわめて曖昧であった。県内では共同投資の名のもとに、実は県長、公安局長らが飲食店を経営し、その維持費に租税を流用しているとの噂まで流れていたという⁴²。

このように香河県政府による増税の布告と長年の腐敗した県政治により、かねてより県

政府の経済的圧政に敷かれていた農民大衆が、指導者である武宜亭に率いられて県政府を打倒するに至ったのである。

終 章

本論文では華北自治運動の実態について、運動を担った「主体」と、政治的要因と経済的要因からなる「思想的背景」という2つの視点から分析した。

華北自治運動の主体的勢力は、華北の土地に縛られた農民層であり、地方有力者ではなかった。つまり上からの自治運動ではなく、下からの自治運動であった。この意味で、主体の視点から見た華北自治運動の実態は「華北農民自治運動」であったと言えるのである。また華北自治運動は香河事件から始まり、河北省全域および河南省北部まで拡大したが、それらは短期のうちに鎮圧された。これは、他の自治運動が香河事件を率いた武宜亭のような指導者を欠いていたことに起因した。つまり運動の明確な大義と統率力のある指導者なき農民団による自治運動は、早期に鎮圧される運命にあった。

華北自治運動の思想的背景における政治的要因は、新生香河県政府による自治宣言から読み取れる。概して、華北自治運動は孫文の「国民政府建国大綱」における地方自治の理念や、三民主義の一つである民生主義の達成など、地方政治の改革を目指したものであった。また、中国共産党の華北進出による農村の赤化に対抗する防共主義も標榜されていた。このように、孫文の建国大綱や民生主義、防共主義の思想が、華北の農民あるいは武宜亭のような、より現地に根付いた地元有力者たちの間にも深く浸透していたのである。

また華北全体を見ると、華北の人々の間には「北方人」意識と呼べるもののが存在し、華北自治運動発生時の「北方人」たちは南京政府の「南方人」に支配されてきたという抵抗の意識を抱いていた。こうした「北方人」意識というアイデンティティを抱いていた当時の華北住民が、南京政府と日本による介入を同一の天秤にかけることが多かったのは、むしろ自然であった。このように華北自治運動を当時の一次史料から読み解くと、現在のナショナリズムの民族区分では想像しがたい「北方人」と「南方人」という地域区分により、ミクロな視点での華北農民自治運動の実態が明らかになったのである。

経済的要因は、歴史的な半封建的中国農村の特殊性に加え、華北は他の中国地域に比べて辛亥革命以降の軍閥時代の搾取や天災、「南方人」である南京政府やこれと癒着している浙江財閥による経済的搾取が行われていた。特に南京政府の華北支配が確立した1928年の北伐以降の田賦附加税の増税率は異様に高く、官僚的南京政府による不法搾取や地方政治の崩壊が華北農民自治運動を引き起こしたのである。このように華北自治運動は、単なる経済的自救運動や経済的困窮による暴動事件ではなく、南京政府による地方政治の改革や農民自治といった政治的目標を目指した運動であった。

以上のように、華北自治運動は孫文の建国大綱や民生主義、防共主義の思想など独自の政治的思想を掲げ、華北地域に特有の「北方人」意識という強固なアイデンティティに支

えられていた。日本軍も華北自治運動は華北の人々による自発的な政治的自治運動であると見なしていたがゆえに、直接的な介入は内政干渉にあたると判断し、自治運動との距離を取ったのである。

華北自治運動を「下からの視点」からみると、従来の「上からの視点」では浮き彫りにならなかった農民主体の自治運動の実態が明らかとなった。その実態とは、華北分離工作の補助的な一過性の運動ではなく枠外で行われた、独自の政治思想を持った華北農民自治運動であったということである。これは、その後の抗日運動の激化や日中両国の華北を舞台とした本格的な衝突に直結する、多大な政治的影響力を持った政治運動であった。

このように本論文の2つの視点から華北自治運動を分析すると、華北自治運動を日本軍による華北分離工作の一環として位置づける政治的、外交史的な視点からだけでは、地域に根差した同運動の実態を把握することはできない。本論文は、そうした問題意識から、華北農民自治運動の実態の解明にアプローチした最初の試みである。

注

- 1 秦郁彦「華北分離工作の失敗(2)」(『アジア研究』6巻1号、1959年、41～61頁)。
- 2 姫野徳一『北支の政情』(日支問題研究会、1936年)。
- 3 日本国際政治学会太平洋戦争原因研究部編『太平洋戦争への道』(朝日新聞社、1962年)。
- 4 光田剛「『白堅武日記』に見る9.18事変——国民党批判と対日協力」(『立教法学』42号、1995年、214-239頁)。
- 5 同上、235頁。
- 6 12・9学生運動は対日宥和政策を続ける南京政府に対する学生達の反南京政府運動でもあった。
- 7 平野正『北京十二・九学生運動』(研文出版、1988年)。
- 8 同上、6頁。
- 9 同上、6頁。
- 10 1935年9月24日の多田声明による。
- 11 光田「『白堅武日記』に見る9.18事変」、234-235頁。
- 12 この「北方人」意識は、第三章で検証する香河事件における自治宣言の分析より、華北農民自治運動にも適用できると考えられる。
- 13 姫野『北支の政情』、39-40頁。
- 14 八木芳之助「支那の農家と田賦附加税」(『経済論叢』52巻6号、1941年)、3-5頁。
- 15 同上、5-7頁。
- 16 同上、9頁。
- 17 赤松祐之『ライヒマン報告書——国際聯盟の対支技術援助に関する報告書』(日本国際協会、1934年)、25頁。

18 同上、26頁。

19 河瀬竜雄『北支獨自と日満両國』(東方文化協会、1935年)、20頁。

20 同上、10頁。

21 近藤義晴『日蘇国交の緊迫——東亞大動搖の兆』(日蘇通信社、1936年)、3頁。

22 長谷川敏三「北支自治運動の経過」(竹本勳雄『第二回満支研究団報告』、大亞細亞日本青年聯盟、1937年)、91頁。

23 同上、91頁。

24 同上、91頁。

25 佐藤慶治『北支農民自治運動私見』(興國自治會、1935年)、22-23頁。

26 大平昌一「北支自治運動の行方」(山口省三『東洋』、東洋協會、1935年)、21頁。

27 椎原義丸『北支自治運動論——特に北支農民自治運動の爲に』(満洲文化普及會、1935年)、33頁。

28 大平「北支自治運動の行方」、21-22頁。

29 『北支の政情』には「白能智」と記載されている。姫野『北支の政情』、48頁。

30 椎原によると、県長との会談において農民側は(一)日本との経済合作(二)地方自治制の改正(三)苛損の撤廃(四)一畝につき十七仙五分の附加税反対(五)連年の凶作干害による納税無力者の救済(六)県政の引き渡しの六か条を要求した。椎原『北支自治運動論』、34-35頁。

31 大平「北支自治運動の行方」、22頁。

32 同上、22-23頁。

33 椎原『北支自治運動論』、36頁より引用。

34 赤松祐之『昭和十年の国際情勢』(日本国際協会、1936年)、141頁。

35 姫野『北支の政情』、49頁。

36 秦『華北分離工作の失敗』、44頁。

37 高橋亀吉『北支那問題雑感』(東洋經濟出版部、1936年)、14頁。

38 同上、16頁。

39 赤松『昭和十年の国際情勢』、138-139頁。

40 姫野『北支の政情』、40頁。

41 戰区は1933年に日中間で締結された塘沽停戦協定により設定された非武装地帯で、戦区内の治安維持は中国警察である保安隊が担うと定められた。

42 姫野『北支の政情』、47頁。

文献リスト

【史 料】

- ・赤松祐之『ライヒマン報告書——国際聯盟の対支技術援助に関する報告告』(日本国際協会、1934年)
- ・赤松祐之『昭和十年の国際情勢』(日本国際協会、1936年)
- ・大平昌一「北支自治運動の行方」(山口省三『東洋』、東洋協会、1935年)
- ・河瀬竜雄『北支獨自と日満両國』(東方文化協会、1935年)
- ・近藤義晴『日蘇国交の緊迫——東亞大動搖の兆』(日蘇通信社、1936年)
- ・佐藤慶治『北支農民自治運動私見』(興国自治會、1935年)
- ・椎原義丸『北支自治運動論——特に北支農民自治運動の爲に』(満洲文化普及會、1935年)
- ・高橋亀吉『北支那問題雜感』(東洋經濟出版部、1936年)
- ・長谷川敏三「北支自治運動の経過」(竹本勳雄『第二回満支研究団報告』、大亞細亞日本青年聯盟、1937年)
- ・姫野徳一『北支の政情』(日支問題研究会、1936年)
- ・八木芳之助「支那の農家と田賦附加稅」(『經濟論叢』52卷6号、1941年)

【文 献】

- ・日本国際政治学会太平洋戦争原因研究部編『太平洋戦争への道』(朝日新聞社、1962年)
- ・秦郁彦「華北分離工作の失敗(2)」(『アジア研究』6卷1号、1959年、41~61頁)
- ・平野正『北京十二・九学生運動』(研文出版、1988年)
- ・光田剛「『白堅武日記』に見る9.18事変——国民党批判と対日協力」(『立教法学』42号、1995年、214-239頁)